

説明内容

制度的対応に関する検討について

中長期を見据えた事業計画の報告徴収(仮称)の新聞記事

モデル事業体を選定

中長期見据えた事業計画の報告徴収

厚労省 実運用に向け課題抽出

厚生労働省は、「中長期を見据えた事業計画の報告徴収(仮称)」の導入に向けて、盛岡市上下水道局と天津町企業局をモデル事業体を選定した。

厚労省は、「中長期を見据えた事業計画の報告徴収(仮称)」の導入に向けて、盛岡市上下水道局と天津町企業局をモデル事業体を選定した。最新の認可等の目標年度を定める前に、次の目標年度までの事業計画を報告していただくこととする。その結果を踏まえた目標年度までの事業計画の策定・報告を求める方針。

平成26年5月22日 日本水道新聞

厚労省

持続経営に積極関与

中長期を見据えた事業計画の報告徴収 27年度に本格導入

厚生労働省は、3月28日に開催された新水道ビジョン推進協議会の席上、中長期を見据えた事業計画の報告徴収(仮称)を導入することを公表した。

人口減少社会を迎える中で、国が持続的な事業運営に関して助言できる仕組みの創設に着手した。これまでの認可基準に基づき、認可変更時等に、認可制度を通じて事業者に積極的に関与できる仕組みになっていたが、認可や給水量の減少は認可変更の要件ではなく、人口減少局面を迎える中で、認可制度を通じて事業者に積極的に関与できる仕組みの創設に着手した。

平成26年5月22日 日本水道新聞

次の事業計画 報告求める

厚労省 施設更新や財源確保を確認

厚生労働省水道課は、最新の認可の計画目標年度を定める前に10年度からの計画目標年度までの事業計画を水道事業者が報告する仕組みの導入を検討している。事業計画は、中期目標年度に立った主要な施設の新設・更新計画と財政見通しを添付した内容とする。

平成26年4月7日 日本水道新聞

人口減少に対応 持続経営に向け

この新しい制度は、人口減少社会が水道事業者が持続的に経営していくことが求められる中、国が支援する仕組みを、事業計画の認可に活用する。人口減少に対応し、持続的な事業運営を実現するための取り組みを、事業計画の認可に活用する。人口減少に対応し、持続的な事業運営を実現するための取り組みを、事業計画の認可に活用する。

平成26年4月3日 水道産業新聞

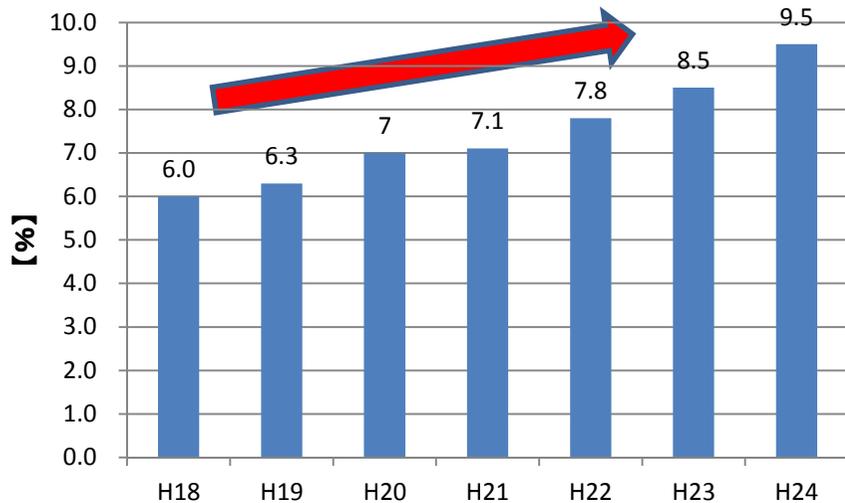
管路の老朽化の現状と課題

- 水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、**管路の経年化率（老朽化）**は、ますます上昇すると見込まれる。

管路経年化率(%)

$$\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

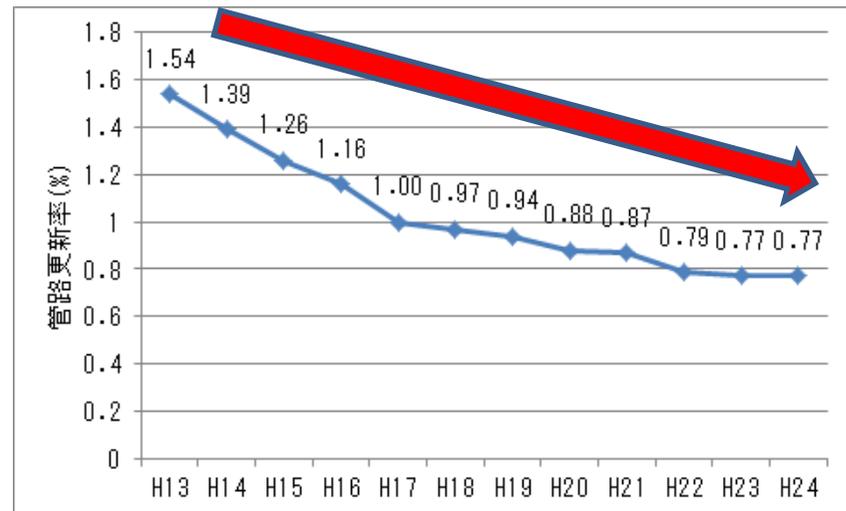
○年々少しずつ経年化率が上昇
→ **老朽化が進行。**



管路更新率(%)

$$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々少しずつ更新率が低下
→ **管路更新が進んでいない。**



H24年	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路更新率	0.84%	0.63%	0.77%
管路経年化率	10.8%	6.5%	9.5%

○今の更新率0.77%から単純に計算すると、**全ての管路を更新するのに約130年かかると想定される。**

アセットマネジメントの実施状況

- 持続可能な事業運営のためには、中長期的に必要な更新費用と財政の見通しについて把握するアセットマネジメントが必要不可欠である。
- 平成25年度は、アセットマネジメント実践のための「簡易支援ツール」を公表し、45都道府県で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施した。
- 平成25年度の全体の実施率は、平成24年度の約30%から約52%と、1年で22.2ポイント上昇したものの、それでもまだ実施率はほぼ半数にとどまっている状況である。

アセットマネジメントの実施状況

(単位:事業者数)

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給事業	合計
H24	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H25	調査事業者数	958	209	144	57	26	92	1,486
	実施事業者数	348	145	126	53	26	69	767
	割合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100%	75.0%	51.6%
H24からH25への割合の伸び(ポイント)		23.8	23.0	21.3	20.9	16.0	8.0	22.2

注)実施事業者数には実施中の事業者も含まれる

(平成26年1月末時点)

中長期を見据えた事業計画の報告徴収(仮称)について

課題

- 人口減少社会において、水道事業者等は「持続的な経営」をより重要な事項として、事業運営を行っていく必要がある。
- これまでは認可変更時等に認可基準に基づき、水道事業の経営について審査してきたところであるが、人口減少社会において「給水人口、給水量の減少」は認可の要件ではなく、認可制度を通して事業者に積極的に関与できる仕組みとはなっていない。
- そこで、人口減少社会においても「**持続的な経営**」に関して国が助言等できる仕組みが必要である。



【制度の概要】

水道事業者等に、**最新の認可等の目標年度までに、水道法第三十九条第一項を参考に、次の目標年度までの事業計画を国に報告**してもらおう。なお、事業計画は中長期的視点に立った主要な施設の新設・更新計画を踏まえたものとする。国は、その報告を基に水道事業者等に対して助言等を行う。

- ◆ 平成26年度に、モデル的に「中長期を見据えた事業計画の報告徴収(仮称)」の検討を水道事業者に行ってもらい、実運用に当たっての留意点等を洗い出す予定である。
- ◆ 平成27年4月からの「中長期を見据えた事業計画の報告徴収(仮称)」の導入を目標に検討を進める。

